

公益認定等委員会だより



より詳しい公益法人制度の内容や申請手続きについては

国・都道府県公式公益法行政総合情報サイト
公益法人  nformation

をご覧ください

<https://www.koeki-info.go.jp/>

公益財団法人
福井県文化振興事業団
法人が指定管理を行う
ハーモニーホールふくい全景



公益財団法人
びわ湖芸術文化財団
法人が指定管理を行う
滋賀県立芸術劇場びわ湖ホール全景



委員の法人訪問記

目次

- P.2
新年のご挨拶
- P.3
電子申請システム切り替えのお知らせ⑤
- P.4
委員の法人訪問記⑤
公益財団法人びわ湖芸術文化財団
- P.5
委員の法人訪問記⑥
公益財団法人福井県文化振興事業団
- P.6
申請サポートに関する情報・その他お知らせ
(公益認定申請サポート・法人運営相談の開催等
の日程について)



平成31年

新年の御挨拶



内閣府公益認定等委員会委員長
山下 徹

明けましておめでとうございます。

はじめに、日々公益活動に取り組まれている公益法人関係者の方々に、心より敬意を表しますとともに、寄附や活動への参加などを通じて公益法人をあたたく御支援くださっている多くの皆様方に、厚く御礼を申し上げます。

現行の公益法人制度が始まって、昨年の12月を以て丸10年となりましたが、この10年の間、制度は安定して運用されてきたのではないかと思います。公益法人の現状について見ますと、全国で9,500を超える公益法人が、地域社会の健全な発展、児童・青少年の健全な育成、高齢者福祉、学術・科学技術など、幅広い分野で多様な活動をされており、公益法人の活動は、社会を支える重要な役割を果たしていると思います。

一方、昨年は、公益法人において発生した問題が世の中を騒がせることがありました。これらの問題自体は、公益法人に限らず、あらゆる法人において発生しうるものと思いますが、その名称に「公益」と掲げて活動する法人であるからには、国民の皆様からの信頼や理解が何よりも必要なことではないでしょうか。公益法人の皆様におかれましては、今一度「自律」と「自立」の重要性を踏まえて、日々の法人運営に取り組んでいただきたいと思います。

さて、現在公益認定等委員会においては、「新公益法人制度10年を迎えての振り返り」と題し、公益法人制度の運用状況等を踏まえた成果あるいは課題について議論を行ってまいります。これまでに公益法人関係者や有識者、各都道府県の合議制機関委員など様々な方の御意見を伺ってきました。

公益認定等委員会といたしましては、公益認定法の目的である「民による公益の増進と活力ある社会の実現」を踏まえ、公益法人の活動を一層活発にするために、また、国民の皆様が公益法人、ひいては公益法人制度そのものを信頼していただくために引き続き議論を進めてまいります。

公益認定等委員会は、これからも真摯かつ実直に活動する公益法人を応援し、国民の皆様のために、法人の審査・監督に努めてまいります。

今後とも、全国各地の公益法人の活動に篤い御支援をいただきたく、また、内閣府公益認定等委員会及び都道府県合議制機関の活動に対し、御理解を賜れば幸いです。

本年が、皆様にとって佳き年となりますよう、心より祈念いたします。

平成31年1月1日

【システム切り替えのお知らせ】

公益法人及び公益目的支出計画実施中の一般法人、 公益認定申請中・申請予定の一般法人の皆様へ

新たな電子申請システムは、平成30年12月25日（火）午前9時に稼働いたしました。

ご利用の皆様におかれましては、システム切替作業等にご理解、ご協力いただき誠にありがとうございました。

今回は、旧システムでの申請に係る新システムでの補正依頼について、注意点をご案内いたします。

1. 新様式への申請内容の補記について

平成30年12月22日（旧システムの運用停止）までに受け付けた申請書類について、行政庁から補正依頼があった場合は、新システムにおいて、補正依頼の対象となる申請内容が反映された様式をダウンロードいただいた上で、補正作業にご対応いただきます。

様式をダウンロードする際には、新システムと旧システムではデータ形式が異なる箇所があるため、補正依頼の対象となる申請内容のすべてが完全には新様式に反映されません。

旧システムで行われた申請・届出について補正依頼の対応を行う場合には、新システム上で申請内容（PDF形式）を確認し、これを参照いただきながら、システム反映されなかった箇所について補記いただきたく、ご面倒をおかけしますがどうぞお願い申し上げます。

なお、補記いただくにあたっては、PDFファイルに埋め込まれているテキストデータをコピーし、それを新様式に貼り付けることで対応することも可能です。

2. 数字（額）のエラーについて

データ流用により新様式に自動で転記された数字（額）が、Excel上で数字として認識されず、一連の自動計算に含まれないことがあります。

この場合、当該数字が記入されているセルをダブルクリックしていただく等により、数字として認識し直します。重ねてお手数をおかけしますが、エラーや計算結果の相違などがあった場合には、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

新システムに関する情報は、公益法人information、本誌「公益認定等委員会だより」、及びメールマガジンにてご案内いたしますので、確認をお願いいたします。



委員の法人訪問記⑤ 公益財団法人 びわ湖芸術文化財団



平成30年11月7日に滋賀県で開催された公益認定等委員会と都道府県の合議制機関の委員の意見交換（近畿ブロック会議）に際し、内閣府公益認定等委員会の山下委員長及び小林委員が、翌8日に公益財団法人びわ湖芸術文化財団を訪問しましたので、その様子を紹介します。

今回の訪問では、山中理事長はじめ法人の皆さま、滋賀県の皆さまにご対応いただき、法人の事業活動や法人運営などに関する意見交換を行うとともに、施設見学をさせていただきました。

法人の沿革

平成 8年4月 財団法人びわ湖ホールとして設立
平成10年3月 滋賀県立芸術劇場「びわ湖ホール」竣工
平成10年9月 「びわ湖ホール」開館。同ホールの管理を受託
平成23年4月 新制度に基づく公益財団法人に移行
平成29年4月 公益財団法人滋賀県文化振興事業団の文化芸術部門を統合し、「公益財団法人びわ湖芸術文化財団」に名称変更

法人公式ホームページ

<http://www.biwako-arts.or.jp/>

活動目的

各種の優れた舞台芸術事業等を行い、芸術文化をはじめとする文化に関する活動を展開することによって、文化の創造と振興を図り、もって県民のより豊かな生活環境づくりに寄与すること。

活動内容

公益財団法人びわ湖芸術文化財団は、指定管理者として行う滋賀県立芸術劇場「びわ湖ホール」と同県立「文化産業交流会館」の運営管理を通して、優れた舞台芸術の提供、普及を行う一方、情報発信にも力を入れておられるようです。

今回見学した「びわ湖ホール」内にある大ホールは、コンサート、オペラの双方に対応可能な施設であり、新国立劇場と同等の舞台・客席・音響等の設備を有しているとのことでした。「びわ湖ホール」において、平成29年度は合計270回ものオペラ、オーケストラ、日本の古典芸能等の企画公演が行われ、年間の来館者数は約24万人、施設の稼働率は約8割に達しているとのことでした。

また、滋賀県内の全小学生が、卒業までに一度は本格的な舞台芸術に接する機会をもてるよう、平成29年度には「音楽会へ出かけよう」という事業を5日間10公演実施しており、その他にも、無料のロビーコンサート、オペラ講座、小中学校への巡回公演、出前音楽授業、ホスピタルコンサート等の活動にも積極的に取り組んでおられるとのことでした。



山中理事長から大ホールの舞台上で説明をしていただく様子

それらの取組は県民に理解され、高度な音楽・演劇関係の運営や普及活動を担う数少ない団体として、安定的な業務を行っておられるようです。

運営費の面では、滋賀県からの指定管理料の他、文化庁、地元企業2社(オフィシャルスポンサー)、約120名の特別会員、約300名のサポート会員等から安定的な協賛金・助成・寄付等を得ているほか、アウトリーチ活動を実施する際に使用する車両の現物寄付もあったようです。



専属声楽家集団
「びわ湖ホール声楽アンサンブル」

創造する劇場の核として
さまざまな活動を行っている。

法人からのお話

法人の1つの課題として、築20年を経過した「びわ湖ホール」の大規模改修が必要な時期に差し掛かっている、とのことでした。施設を所有している滋賀県は、改修の必要性を認識しているものの、大規模な予算措置をすぐには実施することは、なかなか難しいようです。

もう1つの課題として、人材育成が挙がりました。このような専門的な人材を必要とする組織は珍しいので、募集すると応募は多数あるそうですが、定数の枠もあり、若手をなかなか採用できずノウハウの継承が難しいとのことでした。

公益を追求する姿勢が社会に伝わり、逆に社会から広く支えられている姿に感銘を受けました。

(公財)びわ湖芸術文化財団の皆様及びご協力くださった皆様に改めて感謝申し上げます。



大ホールの舞台から撮影



委員の法人訪問記⑥ 公益財団法人 福井県文化振興事業団



平成30年11月22日に福井県で開催された公益認定等委員会と都道府県の合議制機関の委員の意見交換（東海・北陸ブロック会議）に際し、前日の21日に内閣府公益認定等委員会の小森委員長代理、恵委員が、（公財）福井県文化振興事業団（<http://www.hhf.jp/>）を訪問しましたので、その様子を紹介します。

今回の訪問では、小林専務理事、大久保事務局長をはじめ、福井県の皆さまにご対応いただき、法人の事業活動や法人運営などに関する意見交換を行うとともに、施設見学をさせていただきました。

法人概要

昭和57年（1982年）10月1日設立

福井県立音楽堂（愛称：ハーモニーホールふくい。以下「ハーモニーホールふくい」という。）を県民の様々な芸術文化活動の場として提供するとともに、芸術文化の振興、鑑賞、普及、育成、交流、創造、発掘継承、情報提供に関する事業を行う。



活動内容

公益財団法人福井県文化振興事業団は、「ハーモニーホールふくい」の指定管理を福井県から受託し、事業を行っています。

主な活動としては、①音楽文化振興のため、世界トップクラスの音楽を招聘し県民に提供、②地元音楽家育成のため、セミナーやスクールの開催、③子どもたちに音楽の本物の魅力を伝え、福井県の音楽文化の普及啓発を図るため、県にゆかりの深いハーブやマリンバなどのセミナーの開催、所有するパイプオルガンを活用した公演、④自主事業公演、⑤「ハーモニーホールふくい」内の各施設の貸出を行っています。



法人からのお話

「ハーモニーホールふくい」は、世界の様々な情報を集めたインターネットのニュースサイトであるDaily News Agency（DNA）において、「いつかはここで生演奏を聞いてみたい世界の非常に美しいコンサートホール25選」の1つとして、平成24年に取り上げられました。これはおそらく、施設の外見を評価して選出されたものですが、米国カーネギーホール、オーストラリアのオペラハウス、ロシアのボリショイ劇場等と並んで、国内では唯一、紹介されています。もちろん外見だけではなく、「ハーモニーホールふくい」の施設の機能や音響については、演奏した内外の指揮者や演奏家から絶賛をいただいています。

また、法人ではさまざまな事業を行っており、育成事業（福井県の委託事業も含む）として、幼児から高校生を対象に各種スクールやセミナーを行っていますが、平成30年度からは一般社会人を対象とした「ビジネスパーソンのためのクラシック音楽アカデミー」を新たに開設して対象を拡大しており、精力的に事業を拡大しています。

法人が抱える現在の問題は、「ハーモニーホールふくい」が建築後21年を経過しており、施設・設備の老朽化が気にかかる状況です。福井県としても財政面が厳しく、すぐには補修できない状況であると思われますが、県には引き続き改修の検討をお願いしています。



施設見学

大ホールに設置されている貴重なパイプオルガンを見学し、ステージ上から客席を眺めさせていただきました。その他、小ホール、楽屋などの施設内部、野外ステージ、施設内外に置かれたオブジェなどを見学するなど、大変貴重な体験ができました。

公益認定申請サポート・法人運営相談等について

本誌情報の申込み・応募方法などの詳細は、以下のサイトをご覧ください。

国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト
公益法人  nformation

<https://www.koeki-info.go.jp/>

公益認定の申請や公益法人の運営を支援するため、内閣府では、各種のサポートを無料で提供しています。**公益認定申請を予定されている法人、法人運営（事業報告書の書き方、理事会・評議員会の運営、変更認定申請等）についてのご相談は、以下のサポートをご活用ください。**

■公益認定申請・法人運営に関する内閣府相談窓口

窓口相談

《要事前申込》

これから公益認定の申請に着手される法人を対象に1回45分の窓口相談を実施しています。1月末から2月上旬にかけて、3月分の予約を受け付けます。

（詳細は、公益informationトップページ⇒「窓口相談」）

電話 03-5403-9558

FAX 03-5403-0231

メール sodan-juri.h7a@cao.go.jp

電話相談

公益認定申請や公益法人の運営に関し、専門相談員による電話相談を実施しています。

電話 03-5403-9669

時間 平日10時～16時45分

■公益認定申請及び公益法人・一般法人の運営に関する相談会 《要事前申込》

内閣府が委嘱する相談員（弁護士、公認会計等）による相談会を全国で開催しています（1法人につき1時間程度）。今後の開催予定は下記のとおりです。

（詳細は、公益informationトップページ⇒「法人向けセミナー・相談会などのお知らせ」）

- ・1月24日（木）東京第7回 東京都千代田区 日本教育会館
- ・2月7日（木）京都第2回 京都府京都市 YIC京都工科自動車大学校
- ・3月7日（木）東京第8回 詳細が決まり次第お知らせいたします。

■国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト

「公益法人information」(<https://www.koeki-info.go.jp/>) について

公益法人制度に関する各種情報（法制度、公益認定申請や法人運営サポート、寄附等）を掲載しています。個別の公益法人の検索もできます（トップページ⇒「公益法人とは」⇒「公益法人等の検索」をクリック）。

国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト
公益法人  nformation

公益法人とは	公益法人への寄附	公益法人になる	公益法人の皆様へ	公益認定
公益法人とは 公益法人制度の簡単な解説。公益法人・移行法人の検索など	公益法人への寄附 公益法人への寄附に係る税制優遇に関する情報など	公益法人になる 公益認定を受けるために参考となる情報など	公益法人の皆様へ 公益法人・移行法人の運営に役立つ情報など	公益認定等委員会 公益認定等委員会の答申や活動状況など
		法律・制度関連 公益法人制度関連法令やガイドライン・FAQなど		

 内閣府公益法人 Facebook
 内閣府公益法人 Twitter
 内閣府公益法人 メールマガジン

活動紹介を希望する 公益法人を募集しています

多くの方に公益法人の活動を知っていただく機会とするため、「公益法人information」及び本誌（月1回発行）で、法人の活動紹介を行っています。掲載のご希望がありましたら、下記の連絡先までお問い合わせください。

Facebook、Twitter、メールマガジンでも公益法人に関する情報発信を行っています。

●本誌についての問い合わせ先

内閣府公益認定等委員会事務局広報係

電話 03-5403-9524

メール: koueki-info@cao.go.jp



※本誌の掲載内容を引用される際は、必ず内閣府の出典を明示し、原典を引用いただきますようお願いいたします。